

令和9年4月にお子さんが市内小中学校に入学予定の保護者の皆様へ

就学援助費制度による

新入学学用品費の入学前支給のご案内

湖西市教育委員会

湖西市では、経済的な理由で就学が困難なお子さんの保護者の方に対して、給食費や学用品等の経費の一部を援助しています。(以下「就学援助費」という。)

この就学援助費の一つとして、入学に必要な「新入学学用品費」の入学前支給を実施しますので、希望される方は、以下の内容を御確認のうえ、必要書類を添えて申請してください。

※審査を行いますので、申請した方全員が必ず援助を受けられるとは限りません。

▶ 新入学学用品の入学前支給を受けることができる方

次の(1)(2)(3)の全ての要件に該当する方

- (1) 湖西市内に居住している方
- (2) お子さんが令和9年4月に湖西市内の小中学校に入学予定の方
- (3) 生活保護世帯に準ずる程度に困窮している方

▶ 申請方法などについて

申請方法：申請前に湖西市教育総務課へお越しください

面談と事前説明事項があります。申請書をお渡しします。

提出書類：①就学援助認定申請書（入学前支給用）

②所得課税証明書（R8.1.1.現在、湖西市に住所を有していない場合のみ）

※審査上、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※①②の全ての書類がそろっていない場合は認定できません。

申請場所：湖西市役所3階 教育総務課

申請期間：令和8年12月21日（月）から令和9年2月4日（木）

▶ 支給額・支給時期等

- (1) 支給額 一人につき小学校 64,300 円、中学校 81,000 円
- (2) 支給時期 令和9年3月上旬
- (3) 結果通知 令和9年2月下旬頃に書面で通知

▶ 注意事項

- (1) 就学援助では、住民票上の世帯が分かれていても、同じ家に住んでいる方全員を同一世帯とみなします。また、単身赴任中などの理由で、世帯が別であっても世帯に含めます。
- (2) 新入学学用品費を入学前支給に受けたあと、湖西市外へ転出した場合には、転出先の自治体へ入学前支給を受けた旨を湖西市から連絡します。
- (3) 生活保護受給中の方には、生活保護費の中に入学準備金が含まれていますので、新入学学用品費の入学前支給申請は必要ありません。

▶ 問い合わせ先

湖西市教育委員会 教育総務課 総務係
電話番号：０５３－５７６－４７９２